

浜田市告示第 22 号

浜田市骨髄バンクドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市骨髄バンクドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市骨髄バンクドナー支援事業助成金交付要綱（平成 24 年浜田市告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。